

令和4年度木造非住宅建築物設計・建築実証事業 募集要領

環境都市実現のための木造化・木質化推進あいち協議会

1 事業の目的

国際連合におけるSDGsの採択やカーボンニュートラルの実現に向けた取組など、地球環境や社会・経済の持続性への意識が高まる中、木造建築物は「第2の森林」として注目されている。

しかし、建築物の木造化については、低層住宅の木造率が8割に上る一方で、非住宅分野においては木造率が1割以下と低い状況にある。

非住宅建築物においては、従来木造は鉄骨造やRC造と比べてコスト高、強度や耐久性の不安、必要な空間の確保が難しいなど、木造が不利であるイメージが先行し、選択されにくかった。

そこで、実際に木造で設計や建築を行い、実証することで、木造・木質化に係る課題やメリット等を明確化することにより、非住宅建築物の木造・木質化を促進することを目的とする。

2 事業の内容

現状では鉄骨造等の非木造が一般的なオフィスや店舗、倉庫などの非住宅建築物（共同住宅を含む）を対象に、木造による設計や建築の実証を行うことにより、建築コスト、工期や県産木材をはじめとした木材調達における課題の明確化、木造化によるメリット等のデータ収集・検証を行うこととし、これら実証に要する経費を助成する。

(1) 実証内容

ア 設計実証

非住宅建築物の新築物件を対象に、建築主へ木造の提案をすることを前提に、あいち認証材^{*}を一定量利用する木造の設計を行い、当該木造を非木造で建築する場合と比較して建築コスト及び設計工期等の検証を行う。

イ 建築実証

あいち認証材^{*}を一定量利用する非住宅建築物の新築及び増改築等の物件を対象に、施工時における木材の調達状況及び工期等を検証するとともに、建築主等の施設利用者から木造・木質化によるメリット等についての情報を竣工後3年間収集する。

※あいち認証材：愛知県内で産出されたことを、愛知県産材認証機構の認定事業者が証明した素材、製材品、木製品。

3 助成対象者

(1) 設計実証

県内で新築する非住宅建築物を設計する建築士で、建築主の同意を得て実証を行う者とする。

(2) 建築実証

県内で非住宅建築物の新築及び増改築等を行う建築主（個人、民間事業者、地方公共団体が出資する法人、PFI 事業者、あいち認証材の利用に取り組む木材関連業者等の組織する団体、NPO 法人等）で、施工者の協力を得て実証を行う者とする。

4 助成額

(1) 設計実証

基本設計費算出表（別表）により算出した木造の基本設計費用に相当する額、又は設計監理業務請負契約額の30%の範囲内のいずれか低い方を助成する。助成額上限は6,000千円/物件。

(2) 建築実証

あいち認証材を含む国産木材の利用量に応じて50千円/m³の範囲内において助成する。木質化の場合は3千円/m²の範囲内とする。助成額上限は9,000千円/物件。

5 採択要件

(1) 設計実証

助成の対象は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- ア 県内で新築する非住宅建築物であること。
- イ 構造材のうち50%以上にあいち認証材を使用する設計であること。
あいち認証材の使用実績が無く、単価情報等が無い場合は、国産木材の1.2倍の金額として概算工事費を算出すること。
- ウ 助成の対象部分が、他の国庫補助事業又は県の補助事業の対象となっていないこと。
- エ 設計する建築物が建築基準法及びその他関係法令を遵守して建築する建築物であること。
- オ 建築確認申請が令和5年2月1日（水）までに完了し、設計実証に係る実績報告書を令和5年2月15日（水）までに提出できるもの。ただし、設計実証申請時に建築確認申請済の物件は対象外とする。

(2) 建築実証

助成の対象は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- ア 国産木材利用量のうち、あいち認証材を30%以上利用して新築及び増改築等をする県内の非住宅建築物であること。
- イ 助成の対象部分が、他の国庫補助事業又は県の補助事業の対象となっていないこと。
- ウ 建築基準法及びその他関係法令を遵守して建築する建築物であること。
- エ 助成の対象部分の工事が令和5年2月1日（水）までに完了し、建築実証に係る実績報告書を令和5年2月15日（水）までに提出できるもの。ただし、

建築実証申請時に助成の対象部分の木工事に着手しているもの及び完成しているものは対象外とする。

オ 令和4年度から令和6年度までの3年間、施設利用者等へ利用状況のアンケートを行い、年度毎に取りまとめて翌年度の5月31日までに提出できるもの。

6 申請方法

申請者は、以下の書類を2部揃えて、環境都市実現のための木造化・木質化推進あいち協議会（以下、協議会という。）に持参、又は郵送する。

なお、本事業における協議会への書類の提出先はすべて、協議会内の担当である（公社）愛知建築士会とする。

（公社）愛知建築士会：〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19

TEL 052-201-2201 fax 052-201-3601

（1）設計実証

ア 設計実証申請書（様式1-1）

イ 設計実証に係る同意書（様式1-2）

（2）建築実証

ア 建築実証申請書（様式1-3）

イ 建築実証計画書（様式1-4）

ウ 建築実証に係る同意書（様式1-5）

エ 国産木材使用調書（予定）（様式1-6、様式1-7）

オ 建築確認済証の写し等（都市計画区域外等で確認申請が不要な場合は工事請負契約書の写し。申請時に提出できない場合は実績報告時で可とする。）

カ 位置図（建築場所を記入したもの）

キ 図面（平面図、立面図、断面図、パース等）

（3）申請の受付について

予算額の上限に達した場合、受付を終了する。

申請内容に変更が生じる場合、または申請を廃止する場合は、交付申請兼実績報告の前に速やかに変更（廃止）届（様式第1-8）を協議会へ提出すること。

ただし、助成金の増額は行わない。

7 採択物件の決定

協議会は、提出された申請書類の内容が本要領5に定める採択要件を満たしているか審査し、採択を行う。

採択物件については採択決定の通知（様式2-1、様式2-2）を行う。

8 実証に係る助成金交付申請兼実績報告

申請者は、実証完了の日から起算して30日以内、かつ令和5年2月15日まで

に以下の書類を2部揃えて、協議会に持参、又は郵送する。

(1) 設計実証

- ア 設計実証に係る助成金交付申請書兼実績報告書（様式3-1）
- イ 木造・非木造設計比較表（様式3-2）
- ウ 設計実証・調査書（様式3-3）
- エ 木造図面（平面図、立面図、断面図、梁伏図、軸組図）、パース等
- オ 基本設計費算出表（別表）
- カ 設計監理業務請負契約書の写し
- キ 建築確認済証又は建築確認申請書の写し（建築確認申請書は受付されたものとする。都市計画区域外等で確認申請が不要な場合は工事請負契約書を提出）

※比較表（様式3-2）の作成に必要な「非木造プラン」とその「概算工事費」は、実績報告時に必要な木造図面を協議会に提出することで作成支援を受けることができる。

※設計実証における実証完了日は、当該建築物の建築確認申請日とする。

※採択決定後に計画の大幅な変更が生じた場合や、適切な実績報告がされない場合は採択を取り消す。

(2) 建築実証

- ア 建築実証に係る助成金交付申請書兼実績報告書（様式3-4）
- イ 建築実証・調査書（施工時）（様式3-5）
- ウ 国産木材使用調書（実績）（様式3-6、様式3-7）
- エ あいち認証材、国産材の利用量が確認できる出荷証明書や納品書等
- オ 建築完了写真
- カ 図面（申請時から変更があった場合のみ）

※建築実証・利用状況報告書（様式3-8）は、令和4年度から令和6年度の3年間実施し、実施年度分を翌年度5月31日までに協議会へ提出すること。

※建築実証における実証完了日は、当該建築物の助成対象部分の工事完了日とする。

※採択決定後に計画の大幅な変更が生じた場合や、適切な実績報告がされない場合は採択を取り消す。

9 助成金の交付決定及び額の確定

協議会は、助成金交付申請兼実績報告の内容を審査し、必要に応じて現地検査等を実施の上、助成金の交付が適当であると認められる場合は、助成金交付決定及び額の確定の通知（様式4）を行う。

申請者は、協議会が行う現地検査等に協力しなければならない。

10 助成金の請求

申請者は、助成金の交付決定及び額の確定の通知を受けた後、請求書(様式5)を協議会に令和5年2月24日(金)までに提出すること。なお、請求時には当該の交付決定及び額の確定通知書の写しを添付すること。

11 助成金の交付

協議会は、申請者から請求書が提出されて、内容に誤りがないと認められる場合には、本事業完了後に申請者に助成金を交付する。(令和5年4月～5月頃を予定)

12 その他

その他の必要事項は協議の上、別途定める。